

事務連絡
令和2年1月5日

国土交通省航空局長 殿

出入国在留管理庁次長 高嶋 智光

ビジネスジェット専用施設における国際運航に係る厳格な保安検査について（協力依頼）

貴省におかれましては、航空機の安全な運行を確保する観点から、搭乗者の荷物等に係る保安検査を実施されていると承知しておりますが、保安検査の実施により確認される事項は、出国管理を適切に行う観点からも有益な面を有しているところです。

つきましては、一般商用機の荷物等に係る保安検査と同様、ビジネスジェット専用施設におかれましても、より一層厳格な保安検査の実施について御協力願います。

また、保安検査の結果、厳格な出国手続の実施に資する必要な情報が得られた場合には、当該出入国港を管轄する地方出入国在留管理官署への通報についても併せて御対応願います。